

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第3期 第8回豊島区子どもの権利委員会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開催日時	令和6年3月28日（木）午後5時30分～6時30分	
開催場所	区役所本庁舎9階 第2委員会室	
議 題	1 開 会 2 答 申 (1) 「豊島区子ども・若者推進計画」改定に関する答申について 3 協 議 (1) 子どもの権利に関する普及・啓発の取組について (2) としま子どもの権利相談室開設後の状況について 4 報 告 (1) 第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について（案） 5 閉 会	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	南野奈津子、内田塔子、佐賀豪、山下敏雅、高田慶子、山本道子、豊田雅子、臼井祐一
	関係理事者	子ども家庭部長、教育部長、児童相談所長、子育て支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター長、指導課長、教育センター長、庶務課長、保育課長、
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課
提出された 資料等	資料1 豊島区子どもの権利に関する推進計画の改定について（答申）（案） 資料1－2 主な事業の主管課評価と子どもの権利委員会からの意見 資料1－3 主な事業の主管課評価（再調査）と子どもの権利委員会からの意見 資料2 令和5年度子どもの権利普及・啓発等の取組について 資料3 としま子どもの権利相談室の運営状況について 資料4 第4期豊島区子どもの権利委員会委員の運営について（案） 参考資料 第4回「としま子ども会議」実施報告書 令和5年度	

審 議 経 過

【開 会】

事務局より資料確認等

【答 申】

会 長 では、議事に入ります。答申（1）「豊島区子ども・若者推進計画」改定に関する答申についてとして、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【資料1 説明】**

会 長 こちらの内容で答申してもよろしいでしょうか。最終的な確認です。

(異議なし)

では、答申をさせていただきます。

会 長 **【答申読み上げ】**

事務局 ありがとうございました。

それでは、区長からご挨拶いただきます。区長、お願いいたします。

区 長 **【区長挨拶】**

会 長 ありがとうございました。続きまして（1）子どもの権利に関する普及・啓発の取組について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 **【資料2 説明】**

会 長 この件につきまして、ご意見等ありますでしょうか。

委 員 としま子ども月間はいつでしょうか。

事務局 11月を子ども月間として定めています。今年度は東京音楽大学様のご協力のもと、子ども食堂を利用するお子様等を対象とした音楽会を開催いたしました。来年度も「としま子ども月間」の時には子どもたちのために様々な事業を実施したいと考えています。

委 員 参考資料でいただいている「としま子どもの会議」実施報告書のなかで、検討されたテーマに対してフィードバックした資料があるので、資料2にそのフィードバックの内容を記載してはどうでしょうか。既に実施していることは令和5年度の取り組みにも入れるべきだと思います。令和6年度の取り組みに「全学校での子どもの権利の出張講座をやろう」「子どもの権利のホームページ作成」「子どもの権利に関する壁新聞をつくる」など、それらを資料2に入れて、私たちもその取り組みを踏まえるべきだと思います。

また、小学校4年生から6年生向けのパンフレットについては、中学生向け、低学年向けも考えていく必要があると思います。先生方への子どもの権利の研修については、人権教育担当の先生が使いやすい教材の開発をして、先生方が授業を実施できるパッケージをつくれるといいと思いました。子どもの権利学習プログラムを、区立小学校に全校実施を目指していただきたいと思います。

事務局 子どもたちからの意見を伺って実施するものもあるので、子どもへのフィードバックにもなるよう「子どもからの提案」などとわかるようにして記載するようにしたいと思います。

委員 子ども若者課から啓発するものが多く、子どもが自ら動くものは「としま子ども会議」だけだと思いますので、子どもが自主的に活動できるものが増えていくと良いと思いました。学校のなかで、子どもたちが自分で実践させる行動計画がないと、実践できないのではないのでしょうか。何かひとつの学校でもいいのでこういうことをやってくれないかと呼びかけて、実践してほしいと思います。

委員 私も子どもから発信できるようになると良いと思います。ですが、授業の中で実際にどのように行うのだろうと考えると難しいところもあるかと思います。条文・権利・条例はとても抽象的にかかれていますので、まず、それを理解できる大学生や高校生が取り組めるものを区が支えながら実践し、そこから小・中学生にも理解できて広がっていくのではないかと思います。啓発という意味では、若者や高校生の力を借りて裾野を広げていきつつ、小・中学生にも広がっていったらいいのではと思いました。

会長 ありがとうございます。
続きまして(2)子どもの権利相談室開設後の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 【資料3 説明】

会長 ありがとうございます。この件について、ご質問やご意見はありますか。
それでは、続いて報告事項へ移りたいと思います。

【報告】

会長 (1)第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について(案)について、説明をお願いいたします。

事務局 【資料4 説明】

会長 この件について、ご意見やご質問はありますか。
本日の議事は全て終了しました。以上をもちまして、第3期第8回豊島区子どもの権利委員会を終了いたします。